

城東区役所総務課（選挙）補助作業に従事する
会計年度任用短時間勤務職員に関する要綱

1 目的

この要綱は「補助作業に従事する会計年度任用職員に関する要綱」に基づき任用される、城東区役所総務課（選挙）補助作業に従事する会計年度任用短時間勤務職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 職務の内容について

会計年度任用短時間勤務職員は、次に掲げる職務に従事するものとする。

一般事務補助作業（書類及び物品の点検・整理など）

3 任用について

会計年度任用短時間勤務職員の採用選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

面接試験

4 勤務時間について

会計年度任用短時間勤務職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数・勤務時間」

A 1日6時間の勤務時間で週5日以内の勤務日

B 1日7時間30分の勤務時間で週4日以内の勤務日

「休憩時間」

45分

附則

この要綱は、令和2年9月23日から施行する。

附則

この改正要綱は、令和4年12月1日から施行する。